

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、県内の感染状況を総合的に勘案し、感染警戒レベルの判断を行う。
- 県土が広い本県の特性に鑑み、圏域ごとの感染警戒レベルの引上げを基本とするが、全県で統一的な対策の実施が必要な場合は、全県でのレベルの引上げを行うことがある。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり 2.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者4人以上〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 5.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者8人以上〕	
4	人口10万人当たり 10.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者16人以上〕	
5	人口10万人当たり 概ね20.0人以上※2 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者概ね31人以上〕	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)	

※1 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※2 人口10万人当たり20.0人（陽性者31人）を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

3 全県の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 全県のレベルの引上げを行う場合は、下表 2 における要件 1 から要件 3 までをいずれも満たす場合に行うことを原則とするが、レベル 2 からレベル 4 までの引上げについては、要件 1 の全県の直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数を重要な指標とする。
- このほか、要件 2 として下表 3 に記載の入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合、人口 10 万人当たりの療養者数、PCR 検査陽性率、感染経路不明者の割合、圏域ごとのレベル 2～レベル 4 の圏域数等の指標を常にモニタリングし、2 週連続で上昇するなど悪化傾向にあるかどうかを確認する。
- レベル 5 は国の示す感染状況の「ステージⅢ」に相当する段階とし、全県に医療非常事態宣言（別紙）が発出された場合に、全県の感染警戒レベルをレベル 5 に引き上げることができるものとする。
- ただし、感染警戒レベルの引上げの基準を満たした場合でも陽性者数が一部の圏域に偏っているなど、各圏域の状況等から、すべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域のみの引上げとする。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル 6 とする。（国の示す感染状況のステージⅣに相当）

【表 2：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件 1 直近 1 週間の新規陽性者数	要件 2 モニタリング指標の状況※ 1	要件 3 発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断
1	—	—	—
2	人口 10 万人当たり 1.0 人以上	2 週連続で上昇するなど悪化	さらに感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口 10 万人当たり 2.5 人以上	同上	同上
4	人口 10 万人当たり 5.0 人以上	同上	同上
5	人口 10 万人当たり 概ね 10.0 人以上※ 2	・ 入院者／受入可能病床数の割合＝50%以上 又は ・ 重症者／受入可能病床数の割合＝25%以上 その他の多くの指標が国のステージⅢの指標に該当※ 3	医療非常事態宣言が発出されており、かつ上記に加えさらに感染が拡大するおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)		

※ 1 新規陽性者数のほか、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合、人口 10 万人当たりの療養者数、PCR 検査陽性率、直近 1 週間の感染経路不明者の割合

※ 2 人口 10 万人当たり 10.0 人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

※ 3 その他の指標は、人口 10 万人当たりの療養者数＝15 人、PCR 検査陽性率＝10%、直近 1 週間の感染経路不明者の割合＝50%とする

【表 3：併せてモニタリングしていく指標】

モニタリング していく指標	国のステージの 区分・指標 上段：ステージⅢ 下段：ステージⅣ
入院者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
	最大確保病床の 1/2 以上
重症者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
	最大確保病床の 1/2 以上
人口 10 万人当たりの療養者数	15 人以上
	25 人以上
P C R 検査陽性率※	10%
	10%
直近 1 週間の感染経路不明者の割合	50%
	50%

※陽性率＝陽性判明数の移動平均(過去 7 日間)／(陽性判明数＋陰性判明数)の移動平均(過去 7 日間)

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 圏域の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規陽性者数が基準を下回っており、
③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

(2) 全県の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規陽性者数が基準を下回っており、
③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、④かつ当面感染が再拡大していくリ
スクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	平常時	陽性者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発出し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発出し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討

医療アラートの発出基準（案）

1 主旨

受入可能病床数に対する入院者・重症者の割合や、全県の療養者数その他のモニタリング指標の状況を基準に、医療提供体制の負荷の状況に応じてアラートの発出を行う。

2 発出基準

- 医療アラートの発出は、下表 1 における要件 1 から要件 2 までをいずれも満たす場合に行うことを原則とする。
- 要件 1 として入院者/受入可能病床数の割合※ 1、重症者/受入可能病床数の割合などの病床使用率を基準とするほか、要件 2 は発生事例の分析による医療への負荷の拡大リスクの総合的判断を基準とする。

【表 1：医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への負荷の状態	要件 1 病床使用率の目安※ 2	要件 2 発生事例の分析による医療への負荷の拡大リスクの総合的判断
—	通常体制		
医療警報	医療提供体制への負荷が拡大している状態	・ 入院者/受入可能病床数の割合＝25%以上 - 又は ・ 重症者/受入可能病床数の割合＝10%以上	さらに感染が増加し、医療への負荷が拡大していくリスクが高いと認められる
医療非常事態宣言	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	・ 入院者/受入可能病床数の割合＝50%以上 - 又は ・ 重症者/受入可能病床数の割合＝25%以上	病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる

※ 1 当初の受入予定病床（350 床）以外の病床に入院している者がいる場合は、当該入院者数を除いた割合とする。

※ 2 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- このほか、特定の圏域において多数の入院者が発生し、かつ他圏域の医療機関への入院調整等により全県の医療提供体制への負荷が生じていると認められる場合は、県民にその旨の情報発信を行い、注意喚起するものとする。

3 医療アラートの解除について

①アラートの発出から 14 日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除する。

4 医療アラートに応じた対応策の目安

アラート	対応策の例
医療警報	・ 宿泊療養施設の増設 ・ 必要に応じて病床拡充の要請
医療非常事態宣言	・ 外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請により療養者の減少を図る ・ 確保した全病床への受け入れを要請